

感染症の予防及びまん延防止のための指針

札幌市中央区第3地域包括支援センター

《目的》

この指針は、地域における感染症の発生状況を把握し、地域で生活する利用者の感染症の予防及びまん延防止を目的として定める。

《感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方》

利用者の居宅や事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずる体制を整備し、利用者やその家族及び職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

以下の指針を定め、全ての職員に周知徹底する。

- 1) 感染症対策についての基礎知識を理解することができる。
- 2) 標準予防策の実施に努める。
- 3) 介護・看護ケアで感染を予防する為に、手指衛生（手洗いと手指消毒）を徹底する。
- 4) 地域でどのような感染症が流行しているか把握し、必要な感染症予防対策が実施できる。
- 5) 職員は日々の健康管理を徹底し、職員の健康を守ることに努める。

《基本対応》

1) 平常時の対策

1. 事業所内の清掃の実施。
2. 手指衛生（手洗いと手指消毒）の実施。
3. 標準予防策の実施。
4. 従業員の健康状態の確認。

2) 感染症発生時の対応

1. 感染症発生状況の把握。
2. 感染症拡大の防止に努める。
3. 法人や関係機関との連携。
4. 行政への報告。
5. 標準予防策と感染経路別予防策の実施と清掃など実施する。

《感染症対策委員会の設置》

1) 委員の構成

委員会の委員は、センター長（感染対策担当者）、主任以上の役職者、事務担当、感染対策の知識を有するもの：当面保健師職とする。

2) 委員会の開催

毎月開催の役職会議と合同開催とする（おおむね6か月に1回）。

《感染症の予防及びまん延防止のための職員研修に関する方針》

感染症の予防及びまん延防止のための対応を実務化するため、定期的な研修（年1回以上）実施するものとする。研修内容としては、感染症予防等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、感染症対策の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

《感染症の発生状況に関して関係機関への相談・報告》

感染症の発生、まん延等があり状況が深刻で早急に対応を要する場合、センター長は法人本部に隨時報告し、指示を仰ぐ。

《本指針の閲覧に関する事項》

本指針は利用者等がいつでも閲覧することができる。また当事業所ホームページにおいて、いつでも閲覧可能な状態とする。※ホームページに載せる

附則

本指針は、2023年11月1日より施行する。

変更

本指針は、2024年6月1日より施行する。